

再エネ海域利用法に基づく事業者選定の
評価の考え方等に対する意見

2022年5月30日

九電みらいエナジー(株)

はじめに、平素より洋上風力導入を促進する仕組みづくりにご尽力いただき、また今回、事業者にこのような意見の場を設けていただき感謝申し上げます。

実際に洋上風力事業に着手、進めている立場、経験を踏まえ、洋上風力事業の実態を十分に理解している事業者が評価される仕組みとなるよう、以下の通りコメントさせていただきます。

「事務局資料1について」

- 「評価の大枠」及び「配点の考え方」については、洋上風力事業は運転開始後の維持管理が安定供給の観点で特に重要であるものの、その配分が小さいことや、サプライチェーンの強靱性等の評価には事業者の裁量が及ばない範囲も含まれるため、配点の見直しが必要。
- 「各評価項目の考え方」について、主に評価基準の明確化・具体化に向けた更なる深掘りが必要。
- 「価格点算出方法案」について、事業者の創意工夫による競争促進及び国民負担の抑制に逆行する事態がないよう、最高評価点価格の設定については導入の可否を含め慎重な検討が必要。
- 「複数区域同時公募時の落札制限案」については、事業の最適化の取り組みを妨げる恐れがあるため、規模や構成員に制限を設けるべきではない。

項目	意見
(1) 「評価の大枠」及び「配点の考え方」、(2) 各評価項目の考え方	
事業計画の迅速性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価方法については、事業者の予見可能性が高い【案2】+【案α】が望ましいが、仮に選定日を起点として絶対基準を設定する場合は、公募占用指針に選定日付を明記いただくなど、<u>事業者が選定の遅れによるリスクを負わない</u>ようご配慮いただきたい。 ・ 事業計画の迅速性を評価することと併せて、例えば一般送配電事業者による系統接続のタイミングなど、<u>事業者の立場ではコントロールできないリスクによる遅延についてはペナルティを免除</u>するなど配慮いただきたい。
事業計画の基盤面 事業実施体制 事業実施実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>評価基準に記載のある実績や経験について具体的</u>に示していただきたい。 (例：発電規模や運転開始前・後の実績など)
事業計画の基盤面 資金・収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洋上風力の実態を把握している専門家や審査委員等にて見積などの費用根拠を確認いただき、工事工程や工法との整合を含め、<u>計画の実現性を評価</u>いただきたい。
事業計画の 実行面 運転開始までの 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミドルランナーの基準としてISO45001（労働安全衛生）を取得することが示されているがISO規格取得すればよいという形式的、外形的なものではなく、ISOの趣旨を踏まえた経営実態があるかどうか重要であるため、<u>ISOの取得に限定するべきではない。</u>
事業計画の 実行面 運転開始以降の 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力安定供給において、<u>運転開始以降の事業計画（維持管理、撤去）は、特に重要な項目であるにも関わらず配点は5点と小さく</u>、一方、サプライチェーンの強靱性等に関する評価が20点と重視され過ぎている。 ・ また、サプライチェーンの強靱性は、事業者の裁量が及ばない評価項目もあり、<u>事業者の維持管理能力を重視する観点</u>からも、<u>配点割合を見直していただきたい。</u>
電力安定供給	<ul style="list-style-type: none"> (例：維持管理、撤去の配点を5点→15点、電力安定供給の配点を20点→10点など)

項目	意見
(1) 「評価の大枠」及び「配点の考え方」、(2) 各評価項目の考え方(続き)	
<p>関係行政機関の長等との調整能力(周辺航路、漁業等との協調・共生、地域への経済波及効果も同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や漁業関係者といった地元の意見が反映される仕組みは賛同。その上で、知事がどのような基準をもとに評価するのか明確化・具体化が必要。 ・評価対象となり得る実績について具体的に示していただきたい。 (例：発電規模や運転開始前・後の実績など)
(3) 価格点算出方法案	
<ul style="list-style-type: none"> ・最高評価点価格の設定については、比較的高い価格を設定した場合、最高評価点価格に多くの事業者の入札価格が収れんすることが想定され、事業者の創意工夫による競争促進及び国民負担の抑制に逆行する事態も生じうるため、導入の可否含め慎重な検討が必要。仮に設定する場合でも、将来的な市場価格変動の可能性も考慮したうえで、常に市場価格を下回る(プレミアムがバランシングコストのみ)蓋然性の高い価格を、最高評価点価格として設定いただきたい。 	
(4) 複数区域同時公募時の落札制限案	
<ul style="list-style-type: none"> ・複数区域同時公募時の落札制限を設けるべきではない。 <ul style="list-style-type: none"> - 制限は競争環境を歪める行為の助長に加え、どの区域が同時入札となるか不明確な中では事業者にとって開発リスク増加につながる。 - 人為的に開発規模を制限することによりスケールメリットを追求しづらくなることから事業者の開発意欲を阻害する可能性がある。 - 複数のプロジェクトを同時に進める場合、マンパワーが大きな課題となるため十分な体制を構築できているか評価する仕組みは必要。 ・複数海域に応札する場合に代表企業を同一とする制限や、構成員の他のコンソーシアムやSPCへの参加について制限すべきではない。 <ul style="list-style-type: none"> - ラウンド1でも複数の事業者が異なるコンソーシアムに参加していた実例からも明らかなように、事業者は各海域ごとに様々なパートナーと事業化を検討している状況。同時公募の予測も困難な中、このような制限は事業者による事業の最適化の取り組みを妨げる。 	